

流山市 令和4年度『まちづくり推進部長の仕事と目標』

まちづくり推進部長のビジョン(目指す姿・組織運営方針)



部長 石野 升吾

まちづくり推進部では、良質な住環境の整備を進めてまいります。
 都市基盤及び宅地の整備については、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業の促進と早期完了を目指してまいります。
 江戸川台駅東口では、駅前広場やジェット口跡地の整備方針を定めると共に商店街や地域住民と協力し、商店街通りの歩道化を検討するための社会実験を実施します。
 初石駅では、駅の利便性を向上させるため、引き続き自由通路・橋上駅舎の実施設計や西口駅前広場の整備方針の検討を進めると共に工事着手に向けた手続きを進めてまいります。
 公園整備については、賑わい創出に向けた南流山中央公園や市総合運動公園の再整備を進めてまいります。
 住宅施策としては、安心して住み続けられる住まいを確保するため、空家等対策を含む住生活基本計画を策定してまいります。
 都市計画については、流山市都市計画マスタープランに定めた将来像を実現し、「住み続ける価値の高いまち」を目指すため、基準やルール作りと運用を行ってまいります。

※ビジョンとは「目指す未来像」であり、「組織運営方針」のことで、どのような組織を目指すのかを明らかにすることで、メンバーは共通の認識のもと、未来に向かって行動していきます。☒

流山市総合計画における主な取り組み施策

基本政策		施策名
1	良質な住環境のなかで暮らせるまち	みどり・生物多様性
2	良質な住環境のなかで暮らせるまち	市街地整備・景観
3	良質な住環境のなかで暮らせるまち	交通
4	良質な住環境のなかで暮らせるまち	住宅

各課長のミッション(役割・使命)

1	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> つくばエクスプレス沿線整備事業の内、千葉県施行の運動公園周辺地区(事業完了令和11年度)、木地区(事業完了令和5年度)及びUR都市機構施行の新市街地地区(事業完了令和5年度・清算期間含む)については、施行者と連携して関係機関や関係権利者との協議・調整を行います。 西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区は、清算金の徴収・交付を行います。 流山おおたかの森駅森のまち広場は、安全な歩行空間や休息の場を確保し、良好な住環境の創生と更なる賑わいを創出するため、FM提案による官民連携した管理運営を行います。 江戸川台駅東口周辺では、駅利用に合った広場の改修やジェット口跡地の活用した周辺公共施設の再配置などの整備方針を策定するとともに、商店街通りの歩行者専用道路化に向け、商店街や地元住民と協力しながら社会実験を実施します。 市内公共交通の利便性向上を図るため、流山ぐリーンバスの運賃体系や路線バスの運行ルート見直し等による効果計測の調査検討を行います。 初石駅における自由通路及び橋上駅舎の整備に向けて東武鉄道株式会社と協議を進め、施行の委託に関する協定を締結します。
2	みどりの課	<ul style="list-style-type: none"> 総合運動公園再整備に伴うテニスコート周辺の整備や既存公園の改修にあたっては、市民ニーズの把握に努め実施します。 流山グリーンチェーン戦略により、住宅や店舗などにより多くの緑を取り入れていただき、新たな緑の創出に努めます。 公園、緑地、街路樹等については、適正な維持管理を行い、市民が安全・快適に利用のできる良質な緑を保全します。 市内に残る重要な緑を未来にわたり保全するとともに、公園、緑地等の整備やまちなかへの植栽等により新たなみどりを創出し、良質な住環境の形成に努めます。 公園等の賑わい創出に関する取り組みや情報発信など積極的に行い、市民と協働で市内のみどりの活用を促進します。 充実した緑化講習会を開催し、みどりを担う人材を育て、本市の魅力づくりに取り組みます。

各課長のミッション(役割・使命)

3	都市計画課	・「住み続ける価値の高いまち」を目指し、まちのあるべき姿の検討及び都市計画の決定・変更など、都市計画の総合的な調整を行います。 ・良好な景観の形成を推進するため、景観計画、景観条例及び広告物条例に基づき、審査、指導及び助言を行います。
4	建築住宅課	・建築基準法に基づき建築確認の審査及び検査を行っていきます。 ・「流山市開発事業の許可基準等に関する条例」に基づき、事業者への指導や協議を行っていきます。
5	宅地課	・周辺環境に調和した開発事業計画を誘導し、住環境の保全及び向上を図るとともに、安全で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、適切な指導や協議を行います。

※ミッションとは、「その部門が果たすべき役割」であり、「組織使命・目標」のことです。各課の使命や存在意義を明らかにすることで、ビジョン達成のための新たな事業の創造や、選択の集中の判断基準となるものです。

各係の改善チャレンジ

1	まちづくり推進課	まちづくり推進係	江戸川台駅東口周辺地区について、引き続き商店街や地元住民と協力して、賑わいと魅力創出に努めます。
2		事業支援係	流山おおたかの森駅前センター地区道路について、交通安全・渋滞対策の課題に合わせ、新たな道路の賑わい創出に努めます。
4		交通計画推進室	初石駅における自由通路及び橋上駅舎の計画的な整備を推進するため、東武鉄道株式会社と綿密に協議し、徹底したスケジュール管理を行います。
5	みどりの課	公園係	既存公園施設の安全点検、補修、更新を行うとともに、緑地、街路樹等の適正な維持管理を行い、みどり豊かな街並みの形成に取組みます。
6		緑化推進係	総合運動公園再整備や南流山中央公園再整備では、周辺住民や公園利用者のニーズを把握し、公園全体の活性化につながる賑わい創出に努めます。また、各種講習会ではアンケート調査を実施し、参加者のニーズを把握します。
7	都市計画課	都市計画係	都市計画に関する手続きでは、専門知識の習得に努め、関係法令に基づき、迅速に処理するよう努めます。
8		都市景観係	関係法令及び条例に基づく届出等について、指導及び審査業務の効率化を図り、迅速な対応を行えるよう努めます。
9	建築住宅課	審査係	各種審査業務においては、各法令に精通していることが必要であることから、講習会等に参加し、引き続き知識の習得に努め、審査能力向上を図ります。
10		指導係	地震災害による建築物及びブロック塀等の倒壊から生命・財産を守るために、耐震改修促進事業を推進していきます。
11		企画・住宅室	住生活基本計画を策定することで、住生活の「質」の向上に向けた住宅政策の目標や施策を総合的に推進していきます。
12	宅地課	開発審査係	開発審査業務においては、開発行為に関する技術基準に精通している必要があることから更なる開発行政に係る知識習得に努め、適正に開発行為等の審査を行います。
13		開発指導係	「流山市開発事業の許可基準等に関する条例」に基づく、指導及び審査業務の効率化を図り、また窓口対応では、迅速な対応を行えるよう努めます。

各課の市民サービス向上の取組み

1	まちづくり推進課	<p>【運動公園周辺地区(令和11年度まで)及び木地区(令和5年度まで)土地区画整理負担事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県が施行する、運動公園周辺地区及び木地区の土地区画整理事業に対して、費用負担協定に基づき費用を負担(2分の1)し、事業の促進を図ります。 ・運動公園周辺地区では、千葉県とともに主要幹線道路整備を進め、利便性向上を図ります。 ・木地区では、千葉県と協力し、令和5年度換地処分に向けたスケジュール管理に努めています。 <p>【地域公共交通活性化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流山ぐりんバスの運賃見直しや定額運賃制度の導入、バス案内等のサービスの一体化ならびに事業者間で異なるダイヤやルートの調整等を検討します。 ・駅前広場において増加する企業送迎バス等の利用実態を調査し、効率的で安全な交通利用を図るための対応策等を検討します。 <p>【おおたかの森まちなみづくり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流山おおたかの森駅前センター地区の交通安全と渋滞対策に合わせ、新たに賑わい創出を図ります。
2	みどりの課	<p>【まちなか森づくり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおぐろの森小学校通学路の街路樹植栽及び市道115号線等の街路樹補植を行います。 <p>【良質なみどりの拠点保全事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自然と親しめる環境を整えるため、西初石小鳥の森の園路整備及び松ヶ丘3号散策の森の用地測量を行います。 <p>【新たな賑わい空間創出事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より実施している、南流山中央公園の再整備を引き続き実施します。 ・土地区画整理事業地区内の良好な住環境の提供を図るため、木地区4号街区公園の整備を行います。また、多くの市民が利用する総合運動公園では、テニスコート周辺の再整備を行います。 <p>【安心安全な公園づくり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設長寿命化計画に基づき、施設の改修を行います。 また、既存公園の施設や遊具の更新を実施します。 <p>【みどりを支える人づくり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等の管理ボランティアや緑化に関する講習会を充実させるとともに、みどりを守る人材の育成に取り組めます。
3	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画に基づき、事業者適切な協議・指導を行い、良好な景観を形成することで、まちの価値を高めます。 ・屋外広告物及び特定屋内広告物について、広告物条例に基づき規制を行い、良好な景観を形成することで、まちの価値を高めます。 ・特定生産緑地指定手続きについては、指定から30年を迎える生産緑地の所有者に対し、わかりやすい説明及び案内に努めます。
4	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進事業については、耐震診断、木造住宅の耐震改修及びブロック塀等の除却に係る費用の一部の助成・啓発活動を行います。 ・多様な世代・世帯が安心して住み続けられる住宅情報を提供するため、住み替え支援相談事業の充実に努めます。
5	宅地課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の住環境が保全され、また向上する開発事業計画となるよう、「流山市開発事業の許可基準等に関する条例」に基づき、事業者への指導や協議を行います。 ・開発事業における市民からの要望には、市民と開発事業者との調整を図り、紛争が生じないよう努めます。

各課の環境への取組み		
課名	前年度の評価	今年度の取組み
1 まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス沿線で土地区画整理事業を施行している地区では、みどりの回復を目指し、より多くの街路樹植栽を行うよう施行者や建築事業者に協力を求めました。 ・流山おおたかの森駅森のまち広場の改修工事において、芝生地の拡充及び高木の植え替えにより、駅前緑化の質の向上を図りました。 ・つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査を毎年度行い、地区内に存する動植物や湧水等の実態を把握し、希少種の保全や生活環境の保全に努めました。 ・流山ぐりんバスでの新型コロナウイルス感染症対策の徹底や、公共交通機関における新型コロナウイルス感染症対策のお知らせなど、安心して利用できる環境づくりを実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス沿線で土地区画整理事業を施行している地区では、より多くの街路樹植栽を行うよう施行者に協力を求め、みどりの回復を目指します。 ・流山おおたかの森駅周辺での建築に際し、事業者へ建築計画の説明を求め、地域性に配慮した樹種による植栽に努めるよう協議を行い、みどりの回復を目指します。 ・つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査を毎年度行い、地区内に存する動植物や湧水等の実態を把握し、希少種の保全や生活環境の保全に努めます。 ・流山ぐりんバスを始めとした公共交通機関では、新型コロナウイルス感染症予防策を利用者へ周知するとともに、窓開けや換気装置による車内換気などにより感染症拡大防止に取り組むよう、各社に協力を求めています。
2 みどりの課	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な緑の拠点を保全するため、既存の公園・緑地・市民の森等の適切な管理に努めました。 ・つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業等により生み出された、新たな緑地の整備を行いました。 ・まちなか森づくりプロジェクトによる街路樹植栽や流山グリーンチェーン戦略の推進により、まちなかに新たな緑を創出しました。 ・市民の緑化意識の向上を図るため、ボランティアや緑化に関する講習会を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園・緑地・市民の森等の適切な管理を行い、良質な緑の拠点として保全します。 ・つくばエクスプレス沿線で土地区画整理事業等により生み出された、新たな都市公園の整備を行います。 ・新たなみどりの創出に向け、まちなか森づくりプロジェクトや流山グリーンチェーン戦略を推進し、まちなかの緑を創出していきます。 ・ボランティアや緑化に関する講習会を実施し、市民の緑化意識の向上を図り、みどりを担う人材育成に努めます。
3 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対し、景観計画に基づき丁寧な指導を行い、良質な住環境形成の推進に努めました。 ・開発事業の構想段階において、環境配慮指針に基づき、環境に配慮したまちづくりについて指導を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流山市の特徴である緑豊かな景観の保全・創出や、地域の特性に応じた良質な住環境の形成を推進するため、景観計画に基づく指導及び景観計画の周知に努めます。 ・環境配慮指針に基づき、その土地や地域の環境に配慮したまちづくりを指導します。

各課の環境への取組み		
課名	前年度の評価	今年度の取組み
4 建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の認定において、省エネルギー対策等に関する措置が基準を満たしているかを適切に審査し認定業務を行いました。 ・建物の解体工事、新築工事等において特定建設資材の分別解体及び再資源化等を促進するためパトロールを実施し、分別についての説明を行いました。 ・既存住宅の耐震診断・改修について、ホームページ、広報及び戸別訪問による情報提供及び啓発を行いました。 ・住み替え支援相談会については、新型コロナウイルス感染対策として、ZOOMを活用したオンライン相談会を開催しました。 ・公営住宅の長寿命化計画に基づき、市営住宅柳田団地2号棟の屋上防水改修工事を実施し、安全で快適な住まいを長期間確保することで、LCC(ライフサイクルコスト)の低減を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期優良住宅の認定制度」や「建築物省エネ法」を周知し、環境への負担が少ない建築物の普及に努めます。 ・建設工事及び解体工事等に関して、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の再資源化を促進します。 ・民間建築物の耐震診断・改修、高齢者住み替え支援制度により、建築物の長期利用を促進します。 ・公営住宅を計画的にメンテナンスすることにより、施設の長寿命化を図ります。
5 宅地課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した街づくりを目指し、雨水の再利用や浸透施設の設置、また更なる緑化に努めるよう開発指導において協力を求めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者に対し、環境に配慮したまちづくりの推進を図るため、緑化や雨水浸透施設の設置について指導を行います。